

## 「総合モニタリング計画」の改訂に向けて特に留意すべき事項（案）

## 1. 基本的考え方

- 基本は、平成 24 年秋頃までの取組を中心として、平成 24 年度末までの内容を記載。
- 現行計画を策定した平成 23 年 8 月 2 日以降の放射線量等の測定結果の状況と、それに対する原子力安全委員会の総合的評価等を踏まえて記載。
- 東京電力福島第一原子力発電所からの安定状態が数ヶ月間継続し、原子炉からの大きな放射性物質の放出は観測されておらず、放射線量が大幅に抑えられていること、本年 3 月末を一つの目途に設定を目指して、現存被ばくの考え方に基づく新たな避難指示区域の見直しが行われることなどを明記。

## 2. きめ細かなモニタリングを行うための役割分担

- 本年 4 月、「原子力安全庁（仮称）」が設立され、環境モニタリングの司令塔機能を担う予定であることを踏まえて記載。
- 最新の状況を踏まえて、モニタリングの対象毎に役割分担の内容を更新。

## 3. 実施計画

- 現行計画を策定した平成 23 年 8 月 2 日以降の取組状況を踏まえて内容を更新
- 平成 24 年度政府予算案、平成 23 年度補正予算を踏まえた内容を反映。
- 警戒区域（避難区域）及び計画的避難区域を対象としたモニタリングの計画においては、避難指示区域が新たに設定されることを踏まえて記載。
- 海域のモニタリング計画においては、実施項目（例 対象 [海水、海底土、海産生物]、海域 [東京電力福島第一原子力発電所近傍、沿岸、遠洋]）を精査し具体化を図るとともに、関係機関の役割分担をより明確に記載。

## 4. その他

- 測定目的や地元ニーズ、測定リソースを踏まえつつ、下限値の設定と測定点数や頻度など限られた測定リソースの最適化、試料の採取方法の統一、専門家の知見の活用について検討。